



今週の投資戦略 (1/4-6)

年頭に当たり、今年をイメージする

2023年1月3日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 1月4日、12月の米ISM製造業景気指数 — 48.5に低下?
- 1月4日、前回の連邦公開市場委員会 (FOMC) 議事要旨—パウエル氏以外の意見は?
- 1月6日、12月の米雇用統計 — 平均時給は前年比+5.0%?

株式市場見通し

昨年は厳しい投資環境の中、年明け1月6日が年間高値となった。日経225は年間で9.4%下落したが、TOPIXが5.1%下落、東証1部小型株は2.1%下落と小幅だった。昨年は予想外のこと—①ロシアのウクライナ侵攻、②米国の強烈的な引き締め、③大幅な円安、④商品相場の乱高下、⑤日銀の金融政策修正—が重なったにもかかわらず、この程度の下落幅で済んだことをむしろ幸運だったと見ることもできる。日銀に替わって、企業が5.1兆円もの大幅な自社株買いを継続的に実施したことが大きい、

今年も厳しい投資環境にあることは多くの経営者、投資家が認めるところだ。上記のうち、多くの終着点が見えていない。楽観的な投資家は②はすぐに終わり、年後半には利下げすると期待している。その場合には米国景気はかなり悪化しているのだろう。③は逆に円高に反転、落ち着く様子がない。4月8日に日銀の黒田総裁の任期が切れるが、次期総裁は誰が就任しても大仕事だ。何をしても市場への影響は避けられないだろう。④が今落ち着いているのは、世界景気が悪化して需要が減少すると見ているからで、供給網が閉ざされたりすれば元に戻る可能性も残っていよう。

さて、毎年年初に日経新聞がアンケート調査している経営者の株価予測に驚いた。今回初登場の日本電産(6594)の小部社長が2月に日経22000円と跳びぬけて低い数値を出した。その理由がもっともらしい。世界景気後退懸念や日本企業の利益予想切り下げりとある。当社は世界中の企業と取引しており、恐らくその肌感覚を表したものだろう。だが、10月には28000円に戻るとしている点が経営者らしくて良い。

最後にKPAの今年の株式市場見通しを述べよう。2022年末から±10%の幅で動くのではないかとイメージしている。今期業績の下方修正があれば、現在の純利益見通し+5.8%増がゼロに近づくだろう。先に述べたように相場環境が余り変わらないとの前提で、来期の業績予想も5%未満の増益あるいは微減益と見ているので、15%の株価上昇は期待していない。下落局面ではTOPIXや割安株を重視し、日経225は大きく変動する割にリターンが大きくないだろう。岸田政権は発足当初に比べると、株式市場を意識して政策を作成するようになった。就任当初は自社株買いを否定していた。企業が自信をもって自社株買いできるのも株価が割安だからだ。5月の主要7カ国首脳会議(G7サミット)で岸田首相は「核兵器のない世界を目指す」としているが、受け入れられない結果に終わると、求心力のさらなる低下が懸念される。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。